

令和5年度 青森県・佐井村 連携融資制度

青森県経営安定化サポート資金【災害枠】 (佐井村が信用保証料を補助します)

青森県では、取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害に直面した時に、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。佐井村は、この制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

- ・ 青森県が指定する災害等により経営の安定に支障をきたしている事業者
- ・ 新型コロナウィルス感染症により事業活動に影響を受けているもので、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの
- ・ 個人にあっては佐井村内に住所を有する方またはその予定の方、法人にあっては佐井村内に法人登記をした事業者
- ・ 佐井村に納付すべき税金を滞納していないもの。
- ・ 青森県経営安定化サポート資金(災害枠)により、融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間2年以内)で融資を受けた方

補助内容

信用保証料の30%を補助します。

(「令和5年度佐井村経営安定化サポート資金「災害枠」保証料補給交付要綱」に基づき、信用保証協会に補給します。)

実施期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、経営安定化サポート資金を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

○信用保証料補助に関すること

佐井村総合戦略課 地域振興係 電話 0175-38-2111

○青森県経営安定化サポート資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ & A>

Q 1. 希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が2年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分ることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q 3. 佐井村内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、村外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか。

A 3. 信用保証料の補助対象となる融資は、村内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が村内にあっても、村外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会